

## ふくしま国語塾 通塾規約

2018年3月版 | 株式会社横浜国語研究所 | 当塾の規約は、特定商取引に関する法律に基づき、かつ、社団法人全国学習塾協会が定める「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」に準拠しています。

### 1 費用 (全て税込)

#### ◎入塾審査料

- ・5,000円 (入塾に至った場合4,000円返還：初回納入金から差引)。入塾に至らなかった場合※は返還なし (※審査不通過または入塾辞退)。「入塾審査キャンセル料」についてはサイト参照のこと。

#### ◎月額授業料

- ・校種、学年を問わず全生徒一律で月額24,000円 (納入締切：前月末日)。
- ・毎月一定額です (カレンダーにより月3回受講となる場合でも月5回受講となる場合でも同額)。
- ・毎年8月は「通常授業」を完全休講としますので、8月分の授業料は一切不要です。
- ・兄弟姉妹が同時在籍する場合の授業料割引はありません。単純に人数倍となります。
- ・月額授業料は、契約する月と解約する月のみ回数割で計算します (その月の授業回数が分母)。

#### ◎入塾金

- ・校種、学年を問わず全生徒一律で16,000円※ (初回授業料と同時に全納)
- ・入塾金の納入は初回契約時のみです。契約更新時に再度いただくことはありません (ただし、一度退塾し再入塾するケースで、間が6か月以上空いている場合は、再度の納入が必要です)。
- ・※詳しくは、以下のようになります。

1 家庭の在籍者数が1名……入塾金 16,000円

1 家庭の在籍者数が2名……入塾金 24,000円

1 家庭の在籍者数が3名……入塾金 32,000円

たとえば、既に在籍している生徒の兄弟姉妹が1名加わる場合、8,000円を追加納入していただきます。／兄弟姉妹が同時在籍であるかどうか (在籍時期が重なっているかどうか) にかかわらず、同様です。たとえば、生徒A君が退塾後、2ヶ月※してからA君の妹Bさんが入塾した場合、Bさんの入塾金は8,000円となります (※ただし、この期間が6ヶ月以上空いた場合は16,000円)。

#### ◎教材費

- ・教材費は通常、発生しません。ただし、入塾後1年が経過する前に解約した場合のみ、5,000円を請求します (2017年11月3日以降に受理した申込について適用) (2017/11/3 追記)。

#### ◎支払い方法

- ・審査料・月額授業料・入塾金、いずれも「銀行振込」のみとなります。
- ・**振込口座** 当社の口座は「ゆうちょ銀行」のみとなります (ゆうちょ口座からの送金、または他行からの送金、どちらも可)。口座番号等は契約書に記載されています。
- ・**振込期日** 毎月末まで (末日が銀行等休業日ならば翌営業日まで) に翌月分授業料を納入します。金額は毎月一定ですので、当社から振込金額をその都度ご連絡することはありません。引き落とし制ではありませんので、毎月のお振込 (または自動送金設定) をお願いします。振込手数料が生じる場合は生徒側の負担となります。(審査料の振込期日は入塾審査実施日の前日までとなります)
- ・**受領メール** 保護者様のメールアドレス宛に「受領メール」をお送りします (紙による領収書は原則として発行しませんが、通塾費用に対する何らかの補助金を勤務先から得る場合など、特別に必

要な場合はその旨お知らせください。

- ・ **振込期限が守られない場合** 滞納の回数や頻度に応じ、強制解約となることがあります。

## 2 振替

### ◎返金

- ・ クーリングオフまたは中途解約の場合を除き、原則として返金を行いません（この冊子の巻末に記載の約款を参照）。遅刻、欠席、自然災害（地震・台風等）による休講、いずれの場合も返金を行いません。

### ◎欠席時の振替 **2019年4月以降の欠席については振替を完全に廃止します**（理由等はHP参照）

- ・ 欠席した（する）場合、以下の条件において、振替受講を検討できます（2019年3月迄の規定）。
- ・ 振替は必ず行えるわけではありません（詳細後述）。

#### ・ **上限規定**

契約期間＝1年の間に7回まで可能です。

1ヶ月間に1回まで可能です。

当塾と生徒、双方の都合を勘案しても振替先の候補日時が見つからない場合は、実施できません。その場合は回数にカウントしません。なお、振替回数は欠席日を基準にカウントします。たとえば「4/25に欠席」して「5/10に振替受講」することが確定した場合、4月の振替を1回と数えます。5月ではありません。

- ・ **振替の留保期限** 振替先日時を確定しないまま留保することのできる限度は、欠席日から1ヶ月間とします。生徒または当塾の都合により、1か月を超えても振替先日時が確定できない場合、振替の権利は自動的に消えます。例：「今度の土曜、10/11を欠席します。でも、振替日時はまだ決められないので、保留にしてください」→11/11になった時点で振替先日時が確定していなければ、自動的に権利は消えます。ただし、11/10までに振替先日時が確定していれば、振替先日時が11/11より先であっても、振替は実施できます。／7月に欠席した場合の振替を9月に行うこともあり得ます。「留保期限1か月」の規定は、8月中は停止します（8月はカウントしません）。一方、年末年始は停止しません（ただし考慮に入れる場合があります）。

- ・ **振替の希望制** 欠席する場合は必ず※「欠席・振替フォーム」を利用してご連絡ください。

フォーム→ <http://www.yokohama-kokugo.jp/kokugojuku/absence/>（HPにリンクあり）

※出席する授業の直前や授業開始後などの急な場合は、電話や通常メールでの欠席連絡も可。ただし事後にフォームから再送してください。

フォームを通じて振替希望の有無のご連絡をいただいて初めて、当塾から、「○月○日の○時でご検討ください」などと打診します。欠席してもフォームからの振替希望連絡がない場合、当塾は日時の打診を致しません。そのまま「留保期限」を過ぎた場合、振替の権利は失われます。

#### ・ **振替を行わないケース**

〈遅刻〉振替は行いません。ただし、電車の遅延により到着が45分以上遅れた場合に限り、振替を検討します。原則として、「JR東日本運行情報」に掲載される「30分以上の遅延」に該当するものを対象とします（他の鉄道会社もこれに準じます）。

〈不可避の自然災害による休講〉振替は行いません（人数が多数に及び物理的に無理です）。

〈振替の振替〉振替先として確定した日時を欠席した場合の振替は行いません。

〈**予定休講**〉1か月以上前に決定され、メール等により通知されている「予定休講」については、振替は行いません。

〈**定期試験**〉中高生（または小中一貫校の小学5・6年生）が、「定期試験期間中（期間前）であること」を理由に欠席する場合、振替は行いません。当塾では、定期試験のたびに欠席することのないよう指導しています（欠席できないわけではありませんが、極力休まないように指導しています）。定期試験のたびに欠席していると最大で年間5回の欠席になり、学習の連続性が失われます。また、いわゆる「休み癖」がついてしまい、他の軽微な理由でも休みたくなっていくのです。何も良いことはありません。定期試験とは、試験前や試験中ではなく通常時から対策をとるべきものです。

〈**出席忘れ**〉「授業があるのを忘れていた」という理由での欠席の場合、振替は行いません。

〈**休塾**〉休塾扱い※の場合、「欠席」ではないため、振替は行いません（※後述）。

〈**春期例外措置**〉毎年、3月中旬から4月上旬※は「振替不可期間」とします（※日程は年によって変わるため、全在籍者に対し2月頃に連絡するとともに、ホームページのカレンダーに表示します）。これは、「3月中旬から4月上旬に欠席した場合、その欠席に対する振替は実施しない」ということです（他の期間の欠席に対する振替先として「3月中旬から4月上旬」を設定することはできません）。この期間はあまりにも欠席希望が多く、授業運営上さまざまな支障が生じるためです。

#### ・**振替に関する基本的な考え方（重要）**

振替はあくまでも“サービス”です（塾には本来、振替を行う義務はありません）。次の3つの例でお考えください。たとえば、私立学校には「授業料」があります。しかし、欠席したからといって返金は行われません。たとえば、電車の定期券を購入します。休日に電車を利用しなかったからといって、その分の返金は行われません。たとえば、賃貸マンションに居住するとします。旅行で部屋を数日空けるからといって、その分の家賃の返金は行われません。しかし、私立学校では「在籍」という権利が与えられており、電車では「いつでも乗れる」という権利が与えられており、賃貸マンションでは「その部屋を専有できる」という権利が与えられています。塾の授業料も同じです。それを支払うことにより、「その時間帯に必ず受講できる」という権利が与えられています。それを、欠席という形で使わなかったからといって、塾側がその権利を奪ったわけではありません（生徒側が権利を放棄しただけです）から、返金や振替の義務は生じないのです。継続的な役務の提供において、このような考え方は一般的なものです。

## 3 契約

### ◎契約期間

- ・**契約方法** 契約書の取り交わしによって行います（来室の必要はありません）。条件等詳しくは、本冊子巻末の約款をご覧ください。
- ・**契約期間** 1年間です。1年ごとに契約更新のご希望の有無を当塾からメールにて伺います。それに対して更新ご希望の旨ご返信をいただくことで、更新できます。更新を希望しない場合は、このご返信の中でお知らせください。更新の際、新たに契約書を取り交わすことは致しません（契約書の当該欄に必要事項を記入し当塾で保管します。ご希望があれば、契約書の写しをお渡します）。
- ・**8月の扱い** 当塾は8月を完全休講としていますが、8月も契約期間に含まれます（ただし8月分の授業料は不要です）。

### ◎クーリングオフおよび中途解約

- ・これらについては、全て、本冊子巻末の約款に記載しています。

## 4 指導内容等

### ◎指導者

- ・将来的には他の指導者を雇用することも見込まれますが、当分は福嶋隆史 1 人です。

### ◎指導内容

- ・国語科の全般的な内容（中高の古文・漢文を除く）を指導します。すべての「指導内容」および「教材」は、当塾が判断し決定します。**特定のカリキュラムは設けず**、生徒の実態をもとに指導内容を設定します。ただし、目標を持って学習に臨めるよう、短期的・長期的な目標を生徒に随時提示するよう工夫しています。実際の授業内容の記録は、ホームページをご覧ください。

### ◎指導形態

- ・指導形態は一斉指導です。ただしその途中で随時、個別指導を行います。
- ・1コマ当たり最大 15 名（振替の生徒等による一時的超過あり）。異学年同席です。人数が 15 名に満たなくても授業を行います。欠席が出て対象人数が変動しても、授業料等が変動することはありません。最新の内容は、ホームページをご覧ください。

### ◎指導時間

- ・1回当たりの受講時間は、曜日時間帯を問わず**全生徒一律で 100 分**です。
- ・1週間当たりの受講可能回数は 1 回です。週 2 回の通塾はできません。

### ◎時間割

水	17:00-18:40	小4	小5	小6	—	—	—	—	—	—	小4～小6
	19:30-21:10	—	—	—	—	*	中3	高1	高2	高3	中3～高3
木	17:00-18:40	小4	小5	小6	—	—	—	—	—	—	小5～小6
	19:30-21:10	—	—	—	*	中2	中3	高1	高2	—	中2～高2
金	17:00-18:40	小4	小5	小6	—	—	—	—	—	—	小5～小6
	19:30-21:10	—	—	*	中1	中2	中3	高1	—	—	中1～高1
土	17:00-18:40	小4	小5	小6	—	—	—	—	—	—	小4～小6
	19:30-21:10	—	*	小6	中1	中2	中3	—	—	—	小6～中3
学年別コマ数		4	4	5	2	3	4	3	2	1	

\* 能力に応じ、1 学年下の生徒も在籍できます。

## 5 その他の規定

### ◎通塾枠変更

- ・通塾曜日時間帯の変更をご希望の方は、メールにてご連絡ください。空き状況に応じ変更します。
- ・**変更手数料** 新規契約または変更等により曜日時間帯がいったん確定して **3 か月が経過しない**うちに、**保護者様の希望**により変更を行う場合、**変更手数料 3,000 円**が必要になります。学年や能力に応じ当塾から変更をおすすめする場合は、手数料は不要です。

- ・**必然的に移動となる場合** 生徒の学年が上がり、通っている枠の対象学年の上限を過ぎた場合は、原則として枠を移動しなければなりません（例：小4～6の枠に在籍していた6年生は、中学入学の年の2月※には中1対象の枠に移動することになります）（※学年の切り替わりは2月です）。これにより、空き状況によっては、退塾を余儀なくされることもあります（その場合は、退塾後にキャンセル待ち可能です）。なお、原則として、高3生は1月末で退塾（卒業）という形になります（たとえば、2017年4月から高3の場合、2018年1月末までの在籍となります）。

## ◎予定休講

- ・1ヶ月以上前に告知※された休講を予定休講と呼びます（※告知は、ホームページ上への掲載及び全在籍者宛一斉メールによって行います）。これに対する振替・返金等は一切行いません。具体的には、7月下旬及び8月の**夏期休講**、**年末年始休講**、及び**臨時休講**を指します。臨時休講は、主に曜日ごとの授業回数を均等にするための調整を目的として行います。
- ・**祝日**は自動的に休講となります。逐一の連絡はしていません。
- ・**1ヶ月以上前に告知しない臨時休講** 万一、指導者の病気・怪我あるいは急な都合（親族の葬儀や、収録日の急な変更により生じたTV収録業務等）で、当該授業の「当日」から「1ヶ月前未満」までの間に臨時休講が決まった場合には、まず次の①・②から対応を選択していただきます。なんらかの事情（①：視聴環境が整わない等、②：振替候補日が3ヶ月間決まらない等）により、①・②いずれも行えない場合に限り、③の対応となります。
  - ① 代替価値のある授業ビデオの視聴権を提供（その中で書く答案等は通常授業の場で添削指導可）
  - ② 振替授業の実施※（振替制限の回数にはカウントしません。当該授業日から最長3ヶ月間継続して振替先の候補日時を検討します。3ヶ月経っても決まらない場合に限り③となります）
  - ③ 当該休講分の授業料（1回の場合、1ヶ月分授業料の4分の1）を返金します。

※②は、2019年4月からの「振替廃止」の対象外です。

## ◎学習状況報告

- ・**授業内容及び評定の記録** ホームページの所定のページに公開しています。
- ・**到達度テスト** 年に3回ほど実施し、その結果詳細についても所定のページに公開しています。

## ◎休塾

- ・**長期欠席時の休塾届** 入院や短期留学等、やむをえない事情により連続して欠席する場合には、休塾の扱いとなります（希望者はメールにてご連絡ください）。休塾中も、**通常と同じ額の授業料の支払が必要**です。通常は、過度な欠席がある場合は強制解約規定の適用対象となりますが、休塾を受理している場合はその適用を外すこととなります。なお、休塾は授業8回以内とします。8回を越える欠席の場合、原則として解約（退塾）となります。

## ◎規定の改定

- ・適用されると大きな影響が及ぶ新规定については、決定時期と適用開始時期を空けるなどして不利益の出ないようにしています。

## ◎保険加入

- ・当塾では、授業中の事故等に備え**損保ジャパンの塾総合保険**に加入しています（全生徒義務づけ・個々の手続は不要）。保険料は低価格なため当社が負担します。なお、保険料の申請等の際、生徒

の個人情報を損保ジャパンに伝えることがあります、その際は事前に保護者様にお伝えします。

## ◎強制解約規定

・**強制解約規定の意図** 欠席過多・未納過多・連絡不備等が生じるということは、通塾価値を低くとらえていることとほぼ同義です。逆に価値を高くとらえキャンセル待ちをしているような方々と替わっていただくべきと考えます。

・下記①～⑦いずれかに該当する場合、当社が**強制的に解約（または更新拒否）**できるものとします。

①**欠席過多**……欠席状況が次の A・B のいずれかに該当する場合（欠席した場合は、振替実施の有無に関わらず欠席として扱います／欠席理由は問いません）（2017/12/5 一部改訂）

A 連続※する 15 回の授業日のうち 5 回\*以上欠席している場合（※休講日（年末年始・夏期等）が間に入る場合それを除いてカウント）（\*2017 年 11 月迄の新規契約及び更新契約では 16 回中 7 回）

B 直近の 1 年間で 10 回以上欠席している場合（2017 年 12 月以降の新規契約及び更新契約で適用）

なお、欠席連絡がいつも直前である、度重なる欠席に際しお詫びの一言も何もない、などといった状況も加味します。教える側が出席を待っているときに教わる側が堂々と何度も欠席するのは非常識であるということです。

②**未納過多**……費用納入期限が守られないケースが社会常識を逸脱して多い場合

③**秩序**……生徒の行為が塾内での秩序を甚だしく乱す場合（それが意図的なものであれ、意図的でない場合であれ、同じ）

④**連絡**……当塾から保護者様宛にお送りする重要度の高いご連絡メール（余裕ある期限日を設定し返信をお願いしているメール）、あるいは同様の書面に対し、期限日までにご返信いただけないなど、相互連絡が円滑に行われない場合

⑤**時刻**……帰宅せず学校から直接当塾へ来室する生徒で、「途中で時間をつぶす場所がない」「学校の規則があり、制服のまま下校途中に商店等に立ちよることが許可されていない」等の理由により、授業開始時刻よりも相当早い時刻に当塾に到着してしまうことが見込まれる場合

⑥**休塾**……休塾期間が 2 ヶ月を超える場合

⑦**その他**……①～⑥のいずれにも当たらなくとも、これらに類する状況がみられる場合、総合的判断によって塾側が契約解除を勧告することがあります。生徒の学習意欲が著しく低い・取り組む姿勢や態度が著しく悪い・あまりに集中力がないなどと塾側が判断した場合もこれに含まれます。

## ◎個人情報の扱い

・個人情報は、その一切を厳重に管理いたします。

①**法令および規範の遵守**……株式会社横浜国語研究所・ふくしま国語塾（以下、当社と表記）は、プライバシー及び個人情報の保護にあたり、適用される法令及びその他の規範を、遵守いたします。

②**個人情報の定義**……当社にお問い合わせ・お申込をいただいた際の生徒・保護者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他法令において個人情報と定めるものを、個人情報と定義します。

③**個人情報の利用**……個人情報は、当社に直接関連する、重要度の高いご連絡をお送りする用途、および「塾総合保険」の手続き上不可欠となる用途以外には、一切使用いたしません。

④**個人情報の提供**……当社は、個人情報を第三者に開示又は提供いたしません。ただし、「塾総合保険」の手続き上不可欠となる場合や、法令に基づく場合など、正当な理由がある場合を除きます。

⑤**安全管理対策**……当社は、個人情報に対し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防並びに是正措置を講じ、将来的にその個人情報を削除・処分するときまで、厳正な管理の下で安全に蓄積・保管します。処分の際には、完全に消去できる手段を講じます。なお、当社および福嶋隆

史個人が使用しているパソコンでは、ファイル交換ソフトを一切使用しておりません。また、ウィルス対策ソフトの最新版を常駐し、ウィルスパターンファイルを自動的に更新し、かつ OS (Windows) の更新プログラムを定期的にインストールしています。メールに関しては安全確保のため、Google の 2 段階認証を利用しています。

⑥その他……HP、SNS、メルマガ、ブログなどの中に、個人情報を記述することは一切ありません。

## ◎災害時における基本方針

### ① 授業中に地震※が発生した場合 (※首都圏における震度 5 強以上の地震)

- ・授業を中断します (振替・返金等は一切行いません)。
- ・自宅との距離や学年 (年齢) にかかわらず、お子様はひとまず当塾でお預かりします (最低でも、保護者様と連絡がとれるまでの間は、授業終了時刻を過ぎていてもお預かりします)。
- ・保護者様と連絡がとれたら、その場で方針を決めます。
- ・帰宅困難と思われる場合、お子様を当塾で一晩お預かりすることも可能です。停電時用照明・飲料水・非常食・災害時用ブランケット等をひととおり備蓄しています。
- ・地域防災拠点 (東品濃小学校または品濃小学校) または広域避難場所 (戸塚カントリークラブ) に避難する場合があります。

### ② 授業開始時刻より前に地震※が発生した場合 (※同 1)

- ・原則として、当日のそれ以降の授業は休講となります (振替・返金等は一切行いません)。
- ・授業開始まで間がなく\*、当該授業に出席するお子様がすでに当塾に向かっていることが予想される場合は、状況が判明し次の行動をとれるまで、当塾で福嶋が待機します。
- ・授業開始まで間がある\*場合は、福嶋は塾で待機しません (塾には誰もいない状態となります)。  
\*判断基準の目安は 90 分
- ・携帯等が一切つながらず※、保護者様に休講を通知できない場合でも、前項に該当する場合は断りなく休講とさせていただきます (※休講の旨をツイッターに掲載することがあります)。

### ③ 気象庁により「警報」が発令された場合

- ・授業開始時刻から起算して 90 分前※の段階で、横浜市内に「警報」(大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪の各警報) が出ている場合、該当する授業は休講となります (振替・返金等は一切行いません)。(※17 時の授業では 15 時半の段階/19 時半の授業では 18 時の段階)

### ④ J-Alert 発信時の対応

北朝鮮によるミサイル発射等の際 J-Alert が発信された場合について: 地下 (地下街・地下鉄等) や頑丈な建物内に避難することが理想とされていますが、実質的には発信からほんの 5,6 分しか余裕がないため、当塾では室内に待機させることとなります (念のため窓際を離れ建物中心部に近い場所で)。その後、状況をみつつ授業の続行可否やお子様のお引き取りについて判断します。

### ⑤ その他の状況

- ・休講にならず授業が実施されるケースで、安全上の配慮から保護者様が欠席を選択したという場合は、振替を検討します。ただし、従来どおり「ご依頼があった場合のみ」「あくまでも検討」です。確実に行うわけではありません。欠席人数が増えるほど、振替は難しくなります。ですから、休講でない場合は、無理のない範囲で来室するようにしてください。
- ・大規模災害発生時は携帯電話やメールの送受信が制限されます。その場合の当塾からの告知手段としてはツイッターを使用します。

<https://twitter.com/FukushimaKokugo> (ログ <http://twilog.org/FukushimaKokugo>)

## ⑥ 変更するケース

- ・上記①～⑤はいずれも、災害の特殊性により急きょ変更が生じる場合があります。また、①～④に該当しないタイプの災害時・緊急時には、①～④に準じながらも、個々別々の判断を行います。

## ◎通塾に当たっての注意事項

**①到着時刻** 17:00 の授業では 16:55～17:00 に、19:30 の授業では 19:25～19:30 に到着するようにしてください（＝早く着きすぎないようにしてください）。16:55 まで、および 19:25 までは、扉を開けません。

**②定刻を過ぎても生徒が来室しない場合** 下記のように対応いたします。

- ・ご自宅と当塾との距離、通塾方法、学年、時間帯等を考慮し、5～15 分間は、様子をみます。
- ・それでも来室しない場合は、保護者様宛メールあるいは電話にて、ご連絡します。
- ・当塾のアドレスや電話番号を、携帯等にあらかじめご登録ください（お子様が携帯を持っている場合は、そちらにも）。こちらから緊急のお電話を差し上げているにも関わらず、「表示された番号が見知らぬ番号なので、電話に出なかった」というケースが生じています。ご協力お願いいたします。

## ③その他

- ・自転車による来室の場合、建物周辺の公道に駐輪することは絶対におやめください。
- ・教材を入れるバッグ類は、中身が雨にぬれないタイプのものご用意ください（口が開いた手提げなどは避けてください）。A4 ファイルが入る大きさのものをお願いいたします。

## ◎指導者未着時の対応（この場合の「振替」は、2019 年 4 月からの「振替廃止」の対象外です）

- ・1 名で運営している塾ゆえの弱みをカバーすべく、想定外を想定するための規定です。
- ・災害の影響、公共交通機関の大幅な乱れ等、社会通念上やむをえない事情により授業開始時刻までに福嶋が到着できない場合の対応です。起こり得るのは主に各曜日 17:00 の授業ですが、19:30 についてもこれに準ずるものとします。
- ・①開始 30 分後までに福嶋が到着した場合（70 分以上の受講ができた場合）
  - 振替は行いません。
- ・②開始 30 分後以降に福嶋が到着した場合（70 分以上の受講ができなかった場合）
  - 振替を行います（留保期限や回数制限は適用しません）。
- ・③未着を知り、生徒自身の判断で帰宅した場合
  - 振替を行います（留保期限や回数制限は適用しません）。
- ・こういうケースでは生徒の遅刻も当然生じ得ます。その際の振替可否等は当規約のとおりです。
- ・土曜※についてはビルの警戒システムが作動し、5 階に上がれない（エレベーターが 5 階に止まらない＝5 階のボタンが押せない）状況になります（※隣室の法律事務所も当塾も不在で警戒設定がかかるため）。階段を使っても外からは入れません。土曜 17:00 の授業に来たがエレベーターの 5 階のボタンが押せない、という場合は、福嶋未着だということになります。この場合、エレベーター前あるいは外で待機する形になります。悪天候などの場合は、早期の帰宅も選択可能です。
- ・生徒本人が携帯を持っている場合は、当塾にもその番号やメールアドレスをお知らせください（契約書に記入するか、メールにて別途お知らせください）。直接連絡をとるのがなによりの近道です。また、生徒本人の携帯に、福嶋の携帯番号やメールアドレスを登録しておいてください。
- ・上記①～③はあくまで原則であり、状況に応じ例外的な対応を検討することもあります。
- ・これまで 11 年間、授業時刻に間に合わなかったということは 1 度もありません。



## 6 約款

この約款は「特定商取引に関する法律」にもとづいて作成されています。

2017年11月3日改訂(第10条1項の三を四として新たに三を追記、及び④を追記/第10条3項に手数料関連を追記)

### 第1条 (契約の成立)

株式会社横浜国語研究所(以下、当社と表記)が提供する役務の享受を希望する申込者(以下、申込者と表記)は、通塾規約(本冊子)及び契約書の記載事項を全て承諾の上で、当社と契約を取り交わします。

### 第2条 (役務の提供及び対価の支払)

当社は、申込者に対し、契約書に記載された内容の役務を提供します。申込者は、契約書に記載された金額を、契約書に記載された方法及び期日に従って支払うこととします。

### 第3条 (指導の形態)

指導の形態は、異学年同席での一斉指導とします。ただし、途中で随時、個別指導が加わる形態です。

### 第4条 (指導の開始日)

本契約において指導の開始日とは、契約書に記載された日とします。

### 第5条 (指導の実施場所)

当社は、契約書に記載された当社の所在地において指導を行います。

### 第6条 (指導期間と契約期間)

指導の契約期間は1年間とします。契約期間満了後も申込者に継続の意志がある場合には、契約を更新することができます(通塾規約に定める強制解約規定に該当する場合を除く)。更新を希望する場合は、更新を希望する旨を、当社の指定する期日までに通知するものとします。

### 第7条 (クーリングオフ)

申込者は、契約書の交付の日を含め8日間以内は書面によって解約できます。

### 第8条 (クーリングオフの方法)

第7条による解約は、申込者が解約を希望する旨を記した書面(書式自由)を当社宛てに発信した時より成立します。この書面提出は、解約を希望する旨を記したメールを解約専用フォームを用いて送信することで代替できるものとします。(以降、これらの発信・送信を「解約希望の届け出」と表記)

### 第9条 (クーリングオフにおける返還金)

第7条による解約については手数料は不要とし、申込者が違約金請求を受けることはありません。既に引き渡された教材等の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価、その他の金銭の支払義務はありません。これらの費用の一部または全部を既に支払っている場合は、すみやかにその全額の返金を受けることができます。

## 第 10 条（中途解約時の違約金・返還金）

第 7 条に定める期間が経過した後で、申込者が解約希望の届け出を行った場合、次のようになります。

- 1 届け出の日が指導開始前である場合、後述の①及び「既に支払われた授業料の全額」を返還します。届け出の日が指導開始後である場合、後述の①及び②を返還し、③及び④を請求します。ただし次の内容に従います。
    - 一 申込者が、希望する解約日の 30 日以上前に解約希望の届け出を行っている場合には、③の請求は行わないものとします。解約日は最終受講日とします。それより先に設定することはできません。また、欠席予定のある日を最終受講日に設定することはできません。
    - 二 ①の返還は、初回契約期間中の中途解約についてのみ適用されます。更新契約においては入塾金を徴収しないため返還も生じません。
    - 三 ④は、入塾後 1 年が経過する前に解約した場合のみ請求します（契約満了時及び契約更新後は請求しません）。
    - 四 兄弟姉妹が同時に解約となる場合、第 10 条の規定は個々別々に適用されます。
  - ① 既に支払われた入塾金から、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」として政令で定める額（1 万 1 千円）を差し引いた額（これがマイナスになる場合はゼロとみなします）
  - ② 既に支払われた「解約する月（以降、解約月と表記）の授業料」のうち、最終受講日までの授業料※を差し引いた額（※月額授業料を解約月の受講回数で割ることで 1 回分を計算します）
  - ③ 「契約解除によって通常生ずる損害の額」として政令で定める額（2 万円）＝違約金
  - ④ 教材費として 5 千円
- 2 申込者による違約金の支払は、解約月の月末までに行うことを原則とします。
  - 3 解約によって発生する返還金がある場合は、30 日以内に申込者に返還するものとします。この際、ゆうちょ銀行以外の口座へ返還する場合、振込手数料は申込者負担とします。
  - 4 当社の事情変更により契約内容を履行できなくなった場合の中途解約に当たっては、違約金請求は行いません。

## 第 11 条（損害賠償）

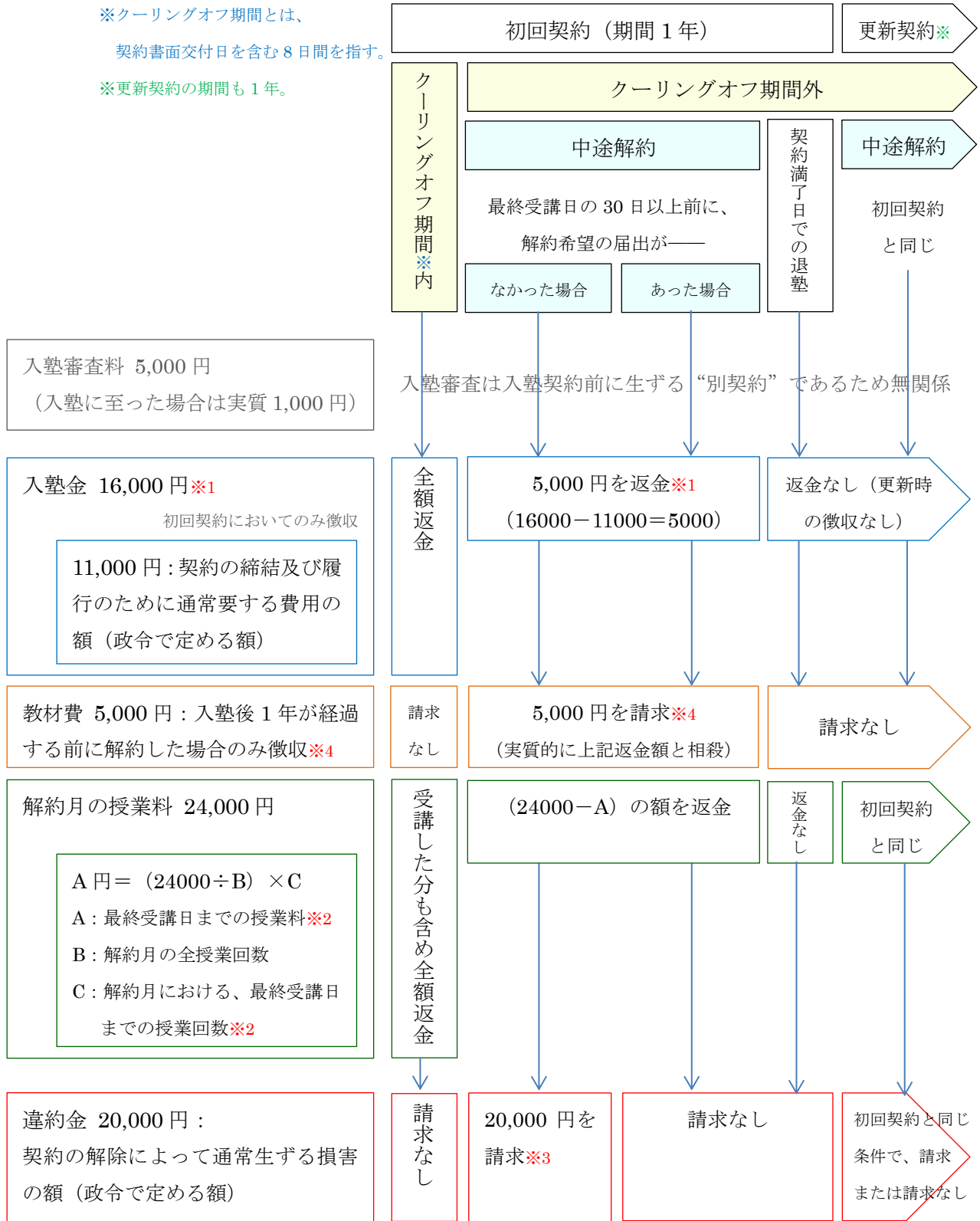
当社の業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命・身体を害し、または財産を損害したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、当社は相応の補償を行います。ただし、当社の管理下でない場所及び時間に発生した事故、生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害、塾内において発生した盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。

- 一 当社の管理下にある場所とは、教室の扉の内側とします。建物入口、階段、通路、エレベーター、トイレ、及び屋外は含みません。
- 二 当社の管理下にある時間とは、教室に入った時間から出た時間までとします。
- 三 当社の管理下における生徒の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき、生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

## 第 12 条（紛争の解決）

本契約について疑義や争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。本契約において定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律、その他の法令によります。

クーリングオフ・中途解約の全体像



- ※1 追加入塾の兄弟姉妹の入塾金は 8,000 円のため、返金額はゼロとなります（マイナス＝徴収はありません）。
- ※2 結果的に欠席しても授業料は発生します。 | 欠席予定がある日を最終受講日に設定することはできません。
- ※3 解約の届出日が「クーリングオフ期間より後で、かつ、指導開始日より前」であった場合、この 20,000 円は請求しません。また、授業料が既に支払われている場合、全額を返金します。
- ※4 2017 年 11 月 3 日以降に受理した申込について適用します。（2017/11/3 に追記した項目です）